



島根県報

平成24年3月2日（金）

号外第17号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等（障がい福祉課） 2
に関する規則

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（規則第4号）

1 規則の概要

- (1) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定及び指定の更新の申請について定めることとした。
（第2条・様式第1号関係）
- (2) 指定等の変更の届出について定めることとした。（第3条・様式第2号・様式第3号関係）
- (3) 指定等をしたときに公示する事項について定めることとした。（第4条関係）
- (4) 指定の辞退の届出について定めることとした。（第5条・様式第4号関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則をここに公布する。

平成24年3月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第4号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則（平成18年島根県規則第89号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等については、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（指定等の申請）

第2条 法第21条の5の15第1項（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）又は法第24条の9第1項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）の申請は、様式第1号によるものとする。

（変更等の届出）

第3条 法第21条の5の19第1項若しくは第2項又は法第24条の13の規定による届出は、様式第2号又は様式第3号によるものとする。

（公示）

第4条 法第21条の5の24の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定障害児通所支援事業者の名称
- (2) 指定、事業の廃止の届出又は指定の取消し（次号及び第4号において「指定等」という。）に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る障害児通所支援の種類

2 法第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定障害児入所施設の設置者の名称

(2) 指定、指定の辞退又は指定の取消し（次号において「指定等」という。）に係る施設の名称及び所在地

(3) 指定等の年月日

（指定の辞退の届出）

第5条 法第24条の14の規定による指定の辞退に係る届出は、様式第4号によるものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にされた指定知的障害児施設等の指定、指定の辞退又は指定の取消しに係る公示については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

3 この規則による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則第2条に規定する様式は、この規則の施行前においても使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

受付番号	
------	--

障害児通所支援
 指定申請書
 障害児入所支援

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
 氏 名 ㊟

（法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）

児童福祉法に規定する障害児（通所・入所）支援に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業者 (設置者)	フリガナ											
	名 称											
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市										
	法人である場合その種別				法人所轄庁							
	連絡先	電話番号			FAX番号							
	代表者の職及び氏名	職 名			フリガナ							
					氏 名							
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡・市											
指定を受けようとする事業等の種類	フリガナ											
	名 称											
	事業所又は施設の所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市										
	事業等の種別	指定申請する事業等の支援開始年月日				様 式						
	同一施設内において行う事業等の種類				事業者番号							
備 考												

備考

- 「受付番号」欄は、記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一施設内において行う事業等の種類」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 「事業所番号」欄は、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記

載してください。

様式第2号（第3条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所
氏 名 ⑩

（法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）

下記のとおり指定を受けた内容を変更したので、届け出ます。

記

指定内容を変更した施設		事業所番号
		名 称
		所 在 地
		支援の種類
変更があった事項		変 更 の 内 容
1	事業所（施設）の名称	（変更前）
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	
3	事業者（設置者）の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること。	
8	事業所（施設）の平面図及び設備の概要	（変更後）
9	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所	
10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所	
11	主たる対象者	
12	運営規程	
13	障害児（入所・給付）費の請求に関する事項	
14	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
変更年月日		年 月 日

備考

- 1 該当する番号に○を付してください。
- 2 変更の内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更した日から10日以内に届け出てください。

様式第3号（第3条関係）

再開・廃止・休止届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所
氏 名 ⑩

（法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）

下記のとおり支援の再開（廃止・休止）をしました（したい）ので、届け出ます。

記

	事業所番号	
再開（廃止・休止）した（する）施設	名 称	
	所 在 地	
再開（廃止・休止）した（する）年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現に指定（通所・入所）支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止する場合のみ）		
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	

備考

- 1 支援の再開に係る届出にあつては、当該施設に係る職員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の場合は、休止した事業を再開したときから10日以内に届け出てください。
- 3 廃止又は休止の場合は、指定通所支援事業を廃止し、又は休止しようとする日の1月前までに届け出てください。

様式第4号（第5条関係）

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所
氏 名 ⑩

（法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）

下記のとおり指定を辞退したいので、届け出ます。

記

		事業所番号
指定を辞退する施設	名 称	
	所 在 地	
指定を受けた年月日	年 月 日	
指定を辞退する年月日	年 月 日	
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。